平成２２年（フ）第１４１号
福岡県行橋市中央１丁目11番14－401号
ヴィレッジ繁永
債務者　萩原　幹久
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２０９４号
埼玉県富士見市大字水子1382番地３　風流の丘205、旧住所埼玉県和光市南１丁目19番90号
債務者　寒河江　孝
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１７号
埼玉県上尾市泉台２丁目21番地７
債務者　井上　正一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６８号
埼玉県桶川市坂田東２丁目28番地の４　エルディム雅103号
債務者　中山　健一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７８号
埼玉県北本市大字下石戸下209番地２、旧住所埼玉県北本市本町３丁目124番地２　パシフィック本町203
債務者　木村　　進
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
埼玉県朝霞市三原１丁目２番40―401号、旧住所埼玉県朝霞市岡３丁目17番77―308号
債務者　五十嵐三志
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
埼玉県戸田市大字新曽2316番地の３　シャトレー戸田202号室
債務者　菊池　　淳
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地３街区８棟305号
債務者　加藤　鶴枝
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
埼玉県加須市阿良川356番地２
債務者　松本　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
さいたま市桜区南元宿２丁目10番１―604号
債務者　戸部　洋一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２号
岡山県倉敷市粒江団地１番１－６号
債務者　吉岡　　正
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
神奈川県秦野市南矢名2122番地の５　アカデミアハウス202号
債務者　石塚　浩子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７９号
神奈川県秦野市渋沢1459番地
債務者　古関　忠司（旧姓横尾）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３６１８号
名古屋市中川区供米田３丁目1622番地
債務者　八木　宏樹
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２７号
名古屋市緑区鳴海町字赤塚148番地　ユニーブル薬師山102号
債務者　轟木　恵里
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０１号
愛知県春日井市八事町２丁目135番地１　インペリアル八事６－Ｃ号
債務者　髙村　裕之
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７号
滋賀県長浜市十里町144番地
債務者　岡田恵理子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係